

平成18年度 広島県立文書館収蔵文書展

アーカイブズ

残された 村の記録

— 広島県深安郡山野村役場文書 —

平成19年3月12日(月)～5月19日(土)



旧山野村役場庁舎 明治25年(1892)建築

はじめに

合併により多くの市町村が消滅し、役場文書は散逸の危機にあります。

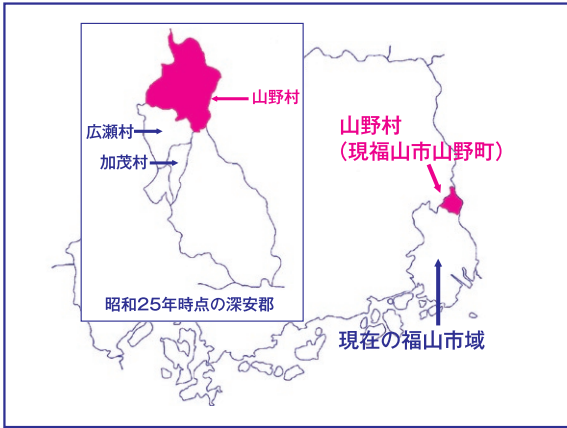
広島県深安郡山野村(現福山市山野町)役場文書八〇三二点は、昭和三十年(一九五五)の合併(深安郡山野・広瀬・加茂村の合併、加茂町成立)による村の消滅以後も、旧役場庁舎で保存され続けました。

昭和四十五年(一九七〇)、地元有志により山野郷土資料保存会が結成され、同会により保管庫が建設されました。文書はそこで平成八年(一九九六)まで保存され、保存環境が心配されたため当館へ寄託されることになりました。

これらの役場文書は、検地帳など元禄期の文書も含めると、江戸中期から昭和期後半に至る約二七〇年間の村の記録です。今回の収蔵文書展では、まず、この膨大な文書群がどのように引継がれ、なぜ残されたのか、を紹介いたします。次に、村のさまざまな事務の過程で生み出された役場文書を時代を追って紹介します。

展示を通じて、地方行政体の記録である役場文書を、地域社会のアーカイブズとして残す意味を皆さんに考えていただければ幸いです。

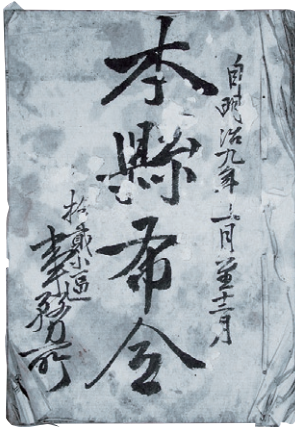
一 山野村の概況



山野村の位置



山野村の現在(世良基正氏提供)



広島県本県布令 明治9年(1876)
12小区事務所

山野村は県内東部福山市の最北端にあり、東は岡山県に、北西は神石郡に接しています。村は標高五〇〇m前後の山地に囲まれた盆地にあり、耕地は畑勝ちで狭く、炭焼きなどの林業に依存する村でした。交通は岡山に通じて福山方面に便が悪く、明治三十年代に南の加茂村に初めて里道が通じました。ただし勾配がきつく途中七曲峠という難所があり、戦後七曲隧道が通じて初めて通行し易くなりました。

村中央には小田川が流れ、支流とともに美しい山野峡を作っています。また旧蹟といわれる神社や城跡、墳墓が村内に多く、戦前期は国名勝地指定運動が起きました。

山野村は戦前期六〇〇戸前後の大きな村で明治の町村合併後に区制が設けられ山野区と矢川区がありました。村の管轄は複雑に変遷しています。江戸期は水野時代に福山藩領、水野改易後は天領となり、のち福山に入封した阿部氏が嘉永三年(一八五〇)一万石の加増を受けた時に福山藩に復帰します。明治以降は廃藩置県時に福山県となり、その後、深津・小田・岡山県と変遷し、明治九年に備後六郡が移管され広島県となりました。その後町村制施行時の明治二十二年(一八八九)山野・矢川両村は合併して安那郡山野村となり、明治三十一年安那・深津両郡合併以後は深安郡山野村となりました。戦後昭和三十年まで一村として存続し、同年加茂・広瀬両村と合併して加茂町となりました。昭和五〇年(一九七五)に加茂町が福山市に合併し、現在は福山市山野町山野・矢川となっています。

安那郡(のち深安郡)山野村の管轄の変遷と戸長・村長

年代	事由	藩と県	行政区	文書の作成機関	主な役職
元禄11年(1698)	水野氏断絶・福山藩改易	天領		庄屋	
嘉永3年(1850)	阿部正弘復帰、一万石加増	福山藩		庄屋	慶応3年～庄屋哲太郎・庄屋後見脩平・組頭新太郎
明治4年(1871)7.14	廃藩置県、大区小区制	福山県	安那郡18区(後19区)山野村矢川村	戸長宅	戸長河合哲太郎・副戸長池田新太郎・組頭9名
明治4年(1871)11.15	深津県設置	深津県	安那郡19区山野村矢川村		戸長河合哲太郎・副戸長池田新太郎・組頭9名
明治5年(1872)6.7	小田県と改称、笠岡に県庁	小田県	第6大区小19区	小19区事務取扱所	戸長河合哲夫・戸長河合脩平
明治8年(1875)12.10	小田県、岡山県と合併	岡山県	西第6大区19小区	小19区事務所	戸長河合哲夫・戸長池田欽三・保長3名
明治9年(1876)4.18	備後6郡広島県に移管	広島県	第22大区12小区	12小区事務所	戸長河合哲夫・副戸長伊達成之助・戸長附属4名
明治9年(1876)9.13～	第22大区(安那郡)と21大区(品治郡)が合併、第19大区		第19大区12小区のち5小区	第16・19大区第5事務所	戸長河合哲夫・副戸長池田欽三・筆生
明治11年(1878)11.1	郡区町村編制法施行、大区小区制廃止		安那郡山野村矢川村	山野村矢川村戸長役場	公選戸長河合哲夫(明治14～戸長宮本幸次郎)・用係
明治17年(1884)7.7	戸長官選制		安那郡山野村矢川村	山野村外一ヶ村戸長役場	戸長宮本幸次郎
明治22年(1889)4.1	町村制施行、山野村・矢川村合併、山野村成立		安那郡山野村	山野村役場	(明治22)村長宮本幸次郎(明治26)村長池田欽三
明治31年(1898)10.1	安那郡・深津郡を廃し深安郡を置く。広島県は明治32年に郡制施行、大正12年廃止。大正15年郡役所廃止。		深安郡山野村	山野村役場	(明治31)村長藤井富喜太(明治35)村長藤井貫郎(大正6)村長藤井富喜太(大正9)村長菅田賢一(大正13)村長三木徳太郎(大正14)村長菅田賢一(昭和4)村長藤原政一(昭和9)村長水田高一(昭和22)村長世良智一(昭和27)村長島谷真三
昭和30年(1955)3.31	山野・広瀬・加茂村合併加茂町成立		深安郡加茂町山野	加茂町山野支所	
昭和50年(1975)2.1	加茂町が福山市に合併		福山市加茂町山野(のち福山市山野町山野・矢川)		

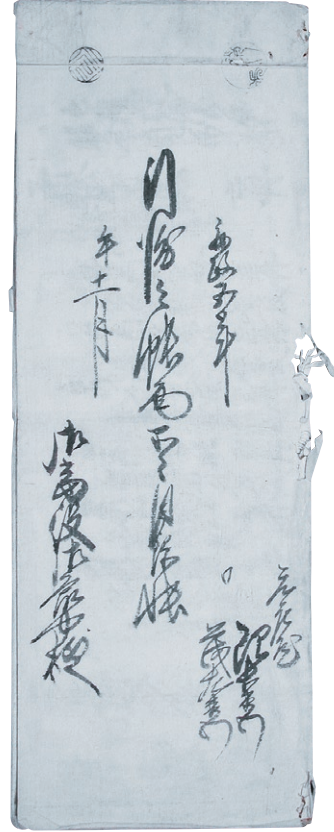
二村の記録の引継(1)

江戸時代の山野村の文書は歴代の新旧庄屋に管理され引継がれました。同村の四通の引継ぎ目録によれば、引継がれる文書は、検地帳や村明細帳、村絵図などの長期伝来文書と、一件書類及び連年作成される御用留や年貢関係文書(割符帳、勘定帳、皆済目録など)、証文控などのうち当面必要とされる文書でした。長年蓄積された文書は元の庄屋に残され、必要な時に新庄屋に持ち込まれました。

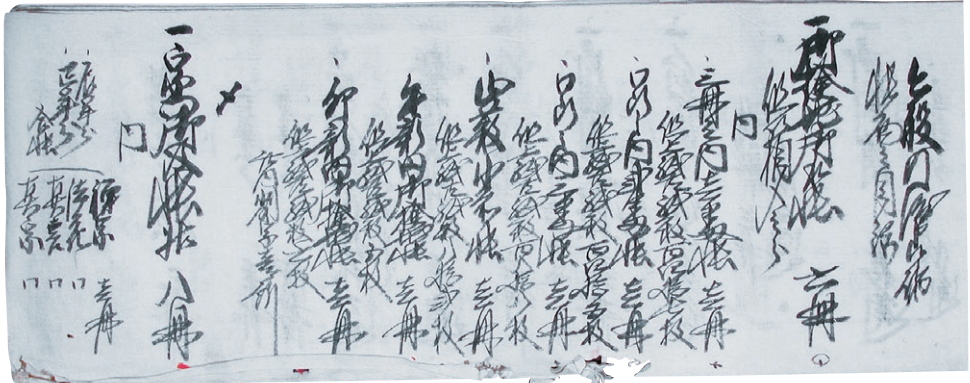
この後、庄屋文書が明治に入ってから引継がれたのかははっきりしません。戸長は庄屋役の者が続いて任命されており、引継ぎの必要がなかったことも考えられます。明治三十六年(一九〇三)の簿書目録では、検地帳や名寄帳など土地の権利に関わる帳簿が多く記されており、御用留などは失われていました。検地帳は土地の境界争論や民有林国有林の区分争論で証拠書類に使用されています。特に往古からの御林山の下列の権利の証拠として利用され、村全体の権利の証拠物件として検地帳が位置づけられています。享保期の村明細帳によれば、「御水帳三冊并山藪帳一冊、漆椿茶小前帳一冊、合五冊庄屋左右衛門・同平兵衛隔年に預」ることとで引継がれていました。当面の業務に使用する文書とは別格の村の大切な公有物であったと思われる。

この後、庄屋文書が明治に入ってから引継がれたのかははっきりしません。戸長は庄屋役の者が続いて任命されており、引継ぎの必要がなかったことも考えられます。明治三十六年(一九〇三)の簿書目録では、検地帳や名寄帳など土地の権利に関わる帳簿が多く記されており、御用留などは失われていました。検地帳は土地の境界争論や民有林国有林の区分争論で証拠書類に使用されています。特に往古からの御林山の下列の権利の証拠として利用され、村全体の権利の証拠物件として検地帳が位置づけられています。享保期の村明細帳によれば、「御水帳三冊并山藪帳一冊、漆椿茶小前帳一冊、合五冊庄屋左右衛門・同平兵衛隔年に預」ることとで引継がれていました。当面の業務に使用する文書とは別格の村の大切な公有物であったと思われる。

①



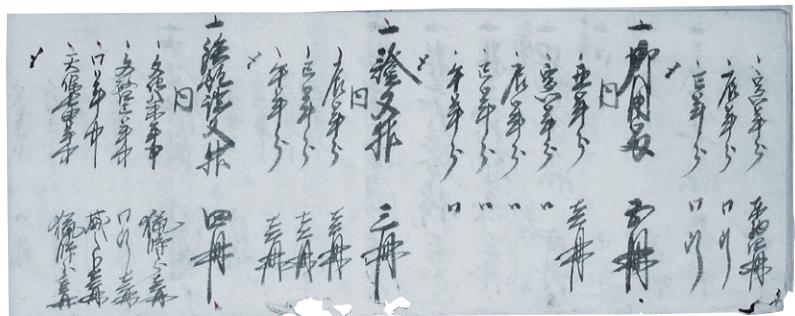
②



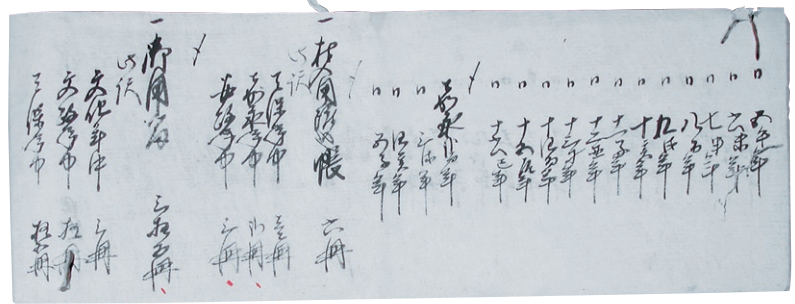
①「引渡候帳面品々目録帳」元庄屋理右衛門・茂左衛門 安政5年(1858)
②は①のうち「今般引渡候諸帳面之目録」の1枚目。「御検地御水帳六冊但箱入之分」など110筆294点が記載されている。これらは元禄検地帳など最重要なものと同面必要な文書に限定されている。おそらく確認の痕跡であろう、一筆毎に朱色の点が入っている。

③「山野村元庄屋理右衛門茂左衛門より当役江引渡残諸帳面目録ひかへ」安政5年(1858)
これは元庄屋の二人の許に「残」した帳面類を新庄屋葛右衛門・修平、組頭新太郎が書上げた目録(100筆1603点)である。④は①の一部。⑤は③の一部である。④の新庄屋に引渡す御用留は丑年(嘉永6)から午年(安政5)までの5冊だが、⑤の元庄屋宅に残した御用留は文化年中以来35冊に上る。当面使用しない文書は元庄屋宅に残されたが、いつでも取り出せるように目録化された。実際のちになって弘化4年(1847)から嘉永5年(1852)までの御用留6冊は新庄屋宅にその後引渡された。このように庄屋宅には当面使用しない文書が残されていった。

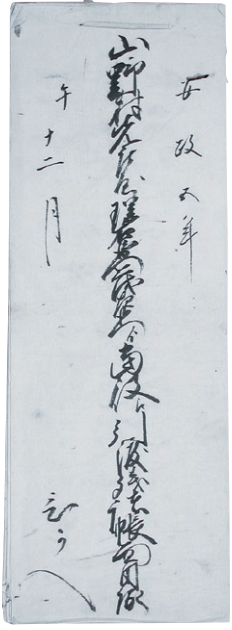
④



⑤



③



二村の記録の引継(2)

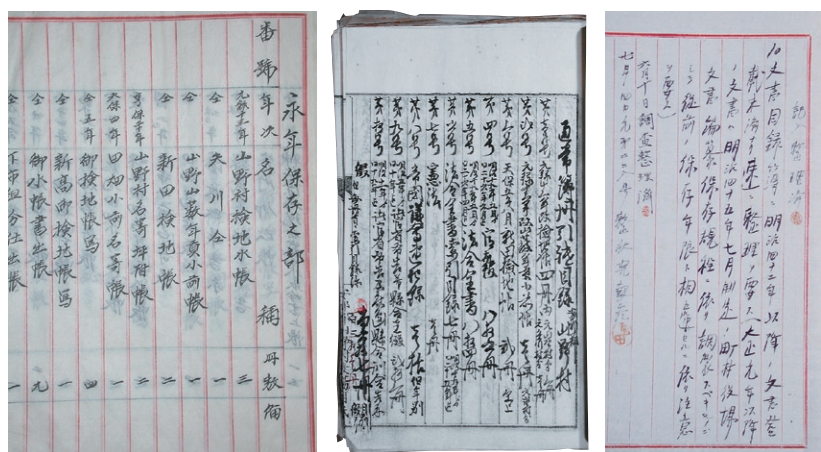
大区小区制や戸長役場時代の残存文書はその多くが法令・土地・税務・戸籍に関する文書です。引継目録はないのですが、明治二十二年(一八八九)の町村制実施の際には「旧戸長ヨリ引継ハ引継目録及演説書ヲ以テ総テ処分済ノ書ヲ引受」けたと宮本村長は記しており、適切に引継いだ事を郡役所に報告しています。明治四年から二十二年までは毎年約四〇から一〇〇冊の残存文書を確認できます。

その後、村役場では、明治二十五年(一八九二)に県訓令の「町村役場庶務規程準則」と「市町村吏員事務引継順序」に基づき文書処理方法が一新されました。この年山野村役場が新築され、書庫が二階にできました。この翌年から村長・収入役・書記による文書引継書が戦後まで継続して編綴されるようになります。

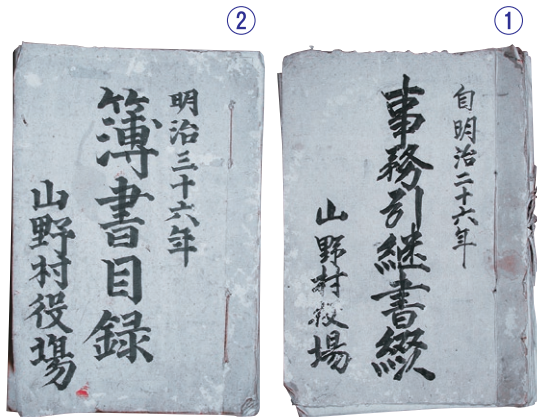
その後、文書目録として明治三十六年(一九〇三)の「簿書目録」が確認できます。この「簿書目録」は明治二十八年の広島県訓令「町村役場簿書保存規程」に基づき、永年・二〇年・一〇年・七年・五年の保存年限に区分され整理されています。しかし、この分類整理は長く続きませんでした。永年と一〇年保存文書は大正十二年(一九二三)まで記載がありますが、他は明治四十三年頃で記載されなくなります。これは大正八年

(一九一九)の郡役所の事務監査でも指摘されていますが、保存年限による分類が明治末には行われなくなり、指摘を受けた時点から再び開始(今度は明治四十五年の保存規程に沿い永年と一〇年の二区分のみ)され、大正十二年で再び中断したのだと推測されます。

全体としてルーズな分類と未整理により、大正期から多くの有期限役場文書が廃棄されなかった可能性があります。その他敗戦直後に軍部・警察から「兵事・事変関係書類」の焼却命令が出され、役場で実際にそれらは焼却されました。



右「指示簿」大正7年(1918)「文書目録簿ニ明治四十二年以降ノ文書登載未済ナリ。速ニ整理ヲ要ス」と記されている。
 中「事務引継書綴」通常簿冊引継目録 明治26年(1893)表紙①
 左「簿書目録」永年保存の部目録 明治36年(1903)表紙②



戦後の兵事関係書類・事変関係書類の焼却命令を伝える「水田喬一日記」(水田安夫氏蔵)昭和22年(1947)
 敗戦当時村長だった水田はその後公職追放になる。追放後敗戦時のことを回想して書いたのがこの部分。兵事関係書類、徴兵関係書類の昭和14年(1939)以降及び事変関係書類全てが欠落している。この後軍需物資分配関係書類も焼却命令が出ていたことを水田は記している。今井書記が残した「在郷軍人名簿」4冊は現存している。



又一方に兵事関係書類は皆な焼いて了へ、事変書類も皆んな焼けと軍部・警察等から言ふて来た。今井富次郎書記が兵事をやつて居つたのだが、在郷軍人名簿丈は彼自身の責任で保存したので其後になつて之が如何に役立った事か知れぬ。静かに考へれば馬鹿な事でも当時は惑乱して分別が出ぬものらしい。私は役場へ出勤して見るとドン／＼焼いて居る。何事かと云ふと皆な焼けと云ふのだと云ふ。アワテる事はあるまいと云ふと今日中に処分するのだと云ふので、**事変関係書類は皆な焼却した。**業務書類丈焼けばよかつたのだが、軍部もアワテて無茶苦茶だった。

三 山野村郷土保存会と資料保存

山野村では大正十四年(一九二五)山野村郷土保存会が発足します。会の目的は「山野村ノ史実」を明らかにして「愛郷ノ精神」を涵養し、「郷土ノ保存及ヒ其振興」を図る(会則第三条)ことでした。そのために郷土史料を収集し、史蹟名勝の研究を行いました。

同会設立の中心メンバーは、藤井定市(弁護士)、世良好太(大阪大学医学部教授)、島谷真三・水田喬一(ともにのちの村長)達でした。藤井定市は苦学して検事、のちに弁護士となり、福山市で市政刷新を唱える民声会会長として活躍しました。藤井は、二年前備後の得能正通や浜本鶴賓らが設立した備後郷土史会の発会趣旨「一村一邑の小歴史集て浩瀚なる国史は構成せらる」という言葉に感銘を受け、同会会員となるとともに自分の郷里山野にも同じ趣旨の会を立ち上げたのでした。その後同会は村内の郷土史熱を高め、会員の中から備後郷土史会会員も生まれました(世良戸城、水田喬一)。とりわけ世良戸城は熱心に取り組み幾度も『備後史談』に論考が掲載されています。

その後、山野村で役場文書の保存を唱えたのは水田喬一です。水田は養鶏組合や森林組合を組織し村民に信望の厚い人物でした。昭和三十年(一九五五)の合併時に旧役場文書処分の声に反対し、古文書の保管庫の建設を唱え

ました。水田の亡き後の昭和四十五年(一九七〇)、水田の遺志を継ぐ者たちが山野郷土資料保存会を結成し、多くの住民の寄付を集めて保管庫を建設しました。その中に山野郷土保存会副会長の島谷真三もいました。山野郷土資料保存会は、戦前の山野郷土保存会の人的遺産を活かし郷土資料の保存を果たしました。



藤井定市 (1876~1954)

弁護士、市会議員、福山民声会会長。戦前期山野村青少年の良き模範。山野郷土保存会会長、備後郷土史会理事。戦後は郷土史研究に没頭。記念碑が山野村の本覚寺にある。



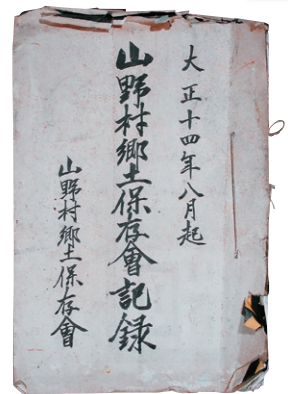
得能正通 (1867~1948)

備後の郷土史家。「備後郷土史会」を浜本鶴賓とともに発会し「備後史談」を刊行。江戸時代の備後郷土史書を復刊させ『備後叢書』12巻にまとめた。山野にも度々来村し講演や史蹟名勝の調査を行っている。

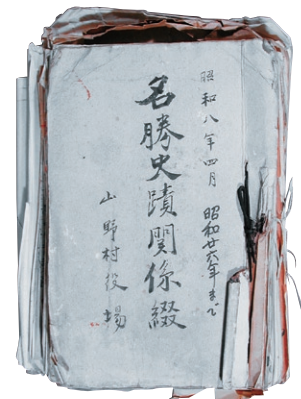


水田喬一 (1888~1966)

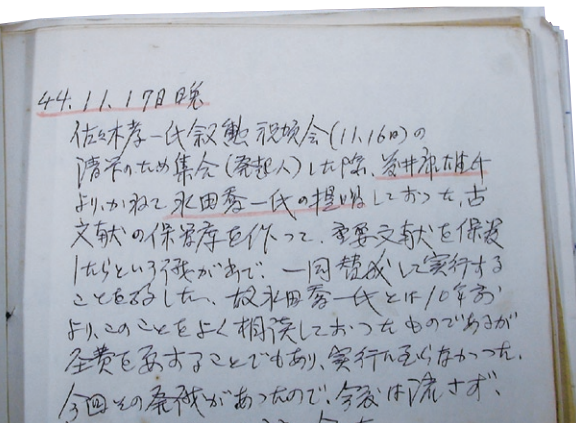
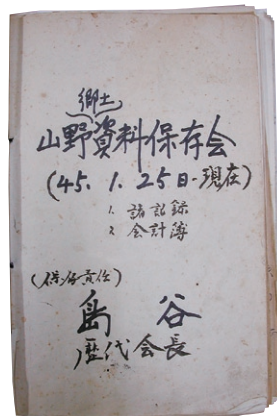
戦前期の村長。死後「山野地区民葬」が営まれ頌徳碑が建設された。碑文には「郷土史に精通し役場内の古文書の保存を念願せしも果たさざりしが遺志を受けし有志相計り四十五年収蔵庫を完成せしことは以つて瞑すべき」とある。



山野村郷土保存会記録
大正14年(1925)
昭和4年までの主な記録。



名勝史蹟関係綴
昭和8年(1933) 山野峡の国名勝地指定運動の記録。

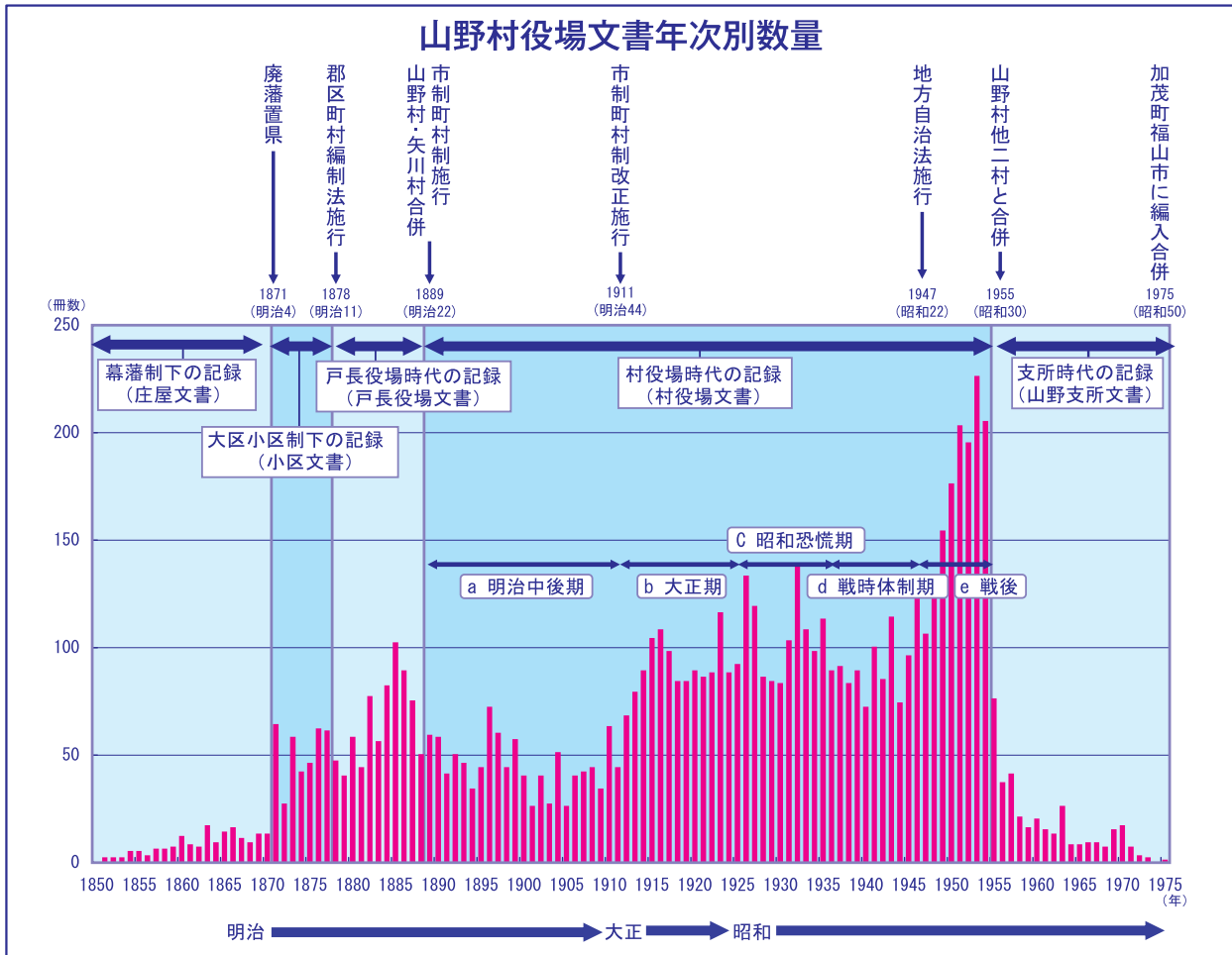


山野郷土資料保存会1諸記録2会計簿(世良基正氏蔵)

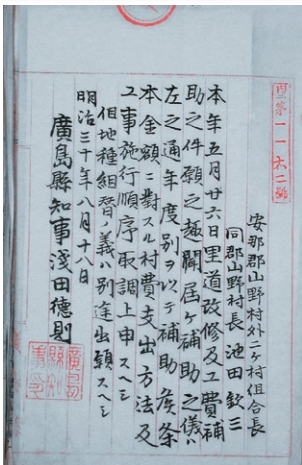
昭和44年(1969)11月17日、かねて水田喬一の提唱していた保管庫建設の議が藤井康雄から出され、一同の賛同を得たことが記されている。この賛同者が山野郷土資料保存会を設立し、募集した会員からの経費捻出を図っていく。水田は生前多額の保管庫建設資金を寄贈しており、その資金で山野郷土資料保存会の運営資金が捻出された。同年4月に保存会が発足し、翌46年にかけて役場文書を整理し、山野農事センターを改良してそこに搬入した。その際広島県史編さん室員が整理方法を指導し、広島大学の学生が作業を手伝った。

四 役場文書の世界

山野村役場文書年次別数量

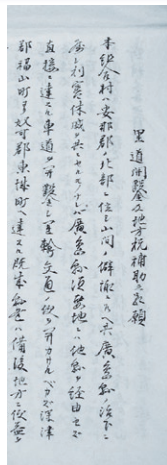


明治中後期の役場文書から



山野加茂間の里道改修に県費補助を認可する県知事通知
 (「上司并二他庁署往復書類」明治30年(1897))

山野村にとって福山に抜ける加茂への里道は最も重要な陸路だった。これは山野・広瀬・加茂の3村が里道改修の組合を結成し明治30年にその工費の県費補助を認可された文書。当初は川筋を少し離れた里道だったが、後の維持拡張を考え川筋の道路へと変更し認可された。



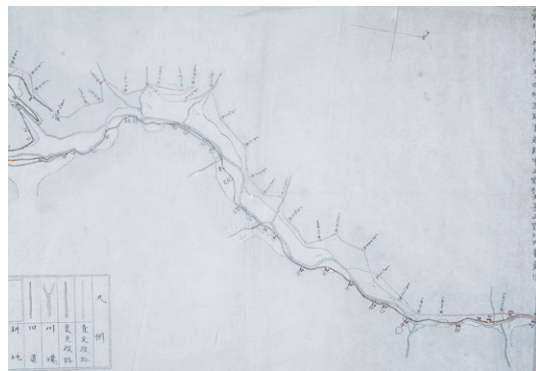
里道開鑿及地方税補助之歎願(同左)

里道がないため福山へ行くには岡山県内を迂回する必要があった。その悲哀と福山東城線への接続による利益も訴えている。

戦時体制期の文書の減少については戦後に兵事・事変関係書類を焼却したことが要因の一つとして推測されます。

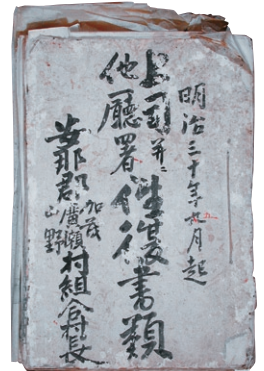
上のグラフで量的な変化を見ると、明治中後期の文書の残存数が少なく、戦時体制期の文書も僅かですが減少していることがわかります。一方、合併前の時期の文書は明治期も昭和期も比較的多くなっています。

役場文書は、地方行政体としての市町村が様々な事務処理の過程で生み出した文書記録の総体です(広義には役場に残された文書記録全ての意味です)。それらの文書は国の施策と住民と市町村の対応について多様な情報を提供してくれます。



加茂山野線の改修道路変更図(同左)

川筋に添った道路(下側)に変更されている。



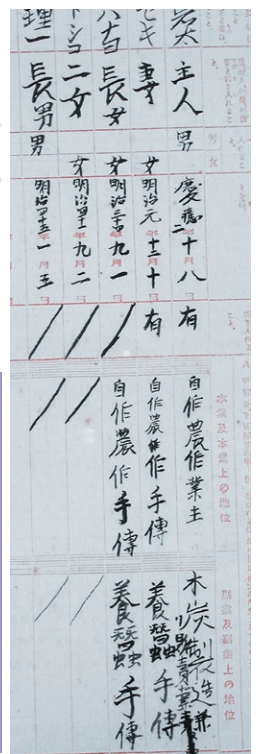
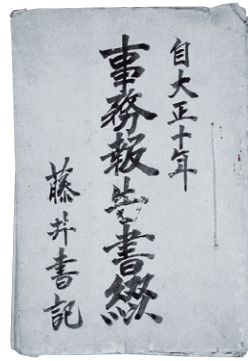
「上司并二他庁署往復書類」明治30年(1897)

上司往復文書は明治期の典型的な役場文書の形態。主に県・郡との往復文書が綴られる。ここでは3ヶ村の組合により里道改修に当たったため村役場同士の往復文書も含まれる。

大正期の役場文書から

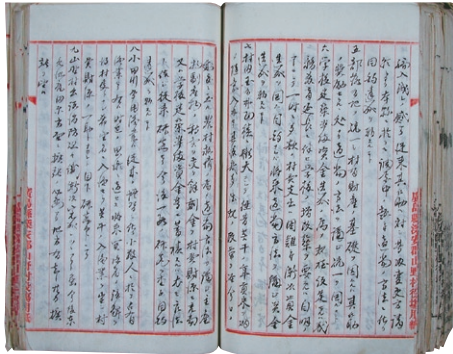
事務報告書綴 大正10年(1921)～ 昭和8(1933)

事務報告書は町村制改正法第113条で村会への報告が義務付けられ、通常議事関係書類に綴られる。この簿冊は役場書記の手控として編綴されたもの。役場文書のなかで村全体のようなすが最もよくわかる資料である。



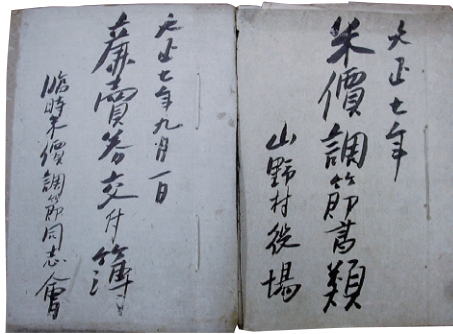
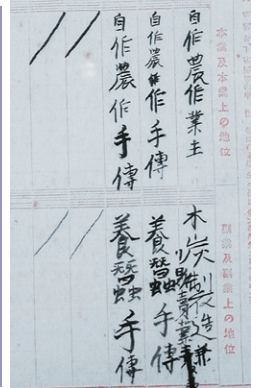
事務引継口演書 (「事務引継書綴」 明治26年～)大正13年(1924)

村長の事務引継口演書は、村政の成果や課題について村会に報告したものである。この簿冊には、明治26年以降歴代村長の事務引継書が綴られている。大正13年1月付で前村長菅田賢一は村政の課題を口演書に書き、簿書目録と備品台帳、財産台帳とともに村長代理助役に引き継いだ。菅田は国有林が膨大で村有林がわずかしかない問題を指摘している。



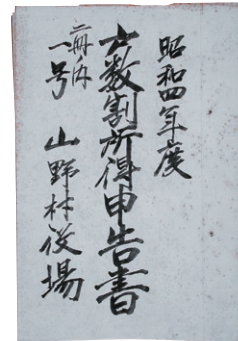
国勢調査関係書類綴、調査表 大正8年(1919)

この資料は第1回国勢調査の施行過程の記録。統計資料では、県への統計報告以外に国の人口動態統計の小票控や国勢調査の調査票(右)、センサスの調査表などがよく残っている。調査票からは家族構成、年齢、職業などがわかる。また昭和5年の国勢調査では村全体の調査票が残っている。人口動態統計の各小票から死因や離婚種類の特定が可能である。



米価調節書類 大正7年(1918) 廉売券交付簿 大正7年(1918)

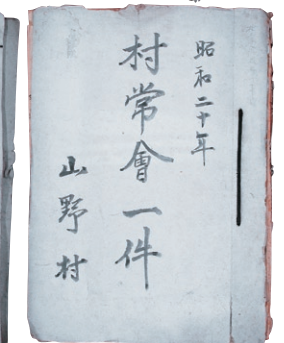
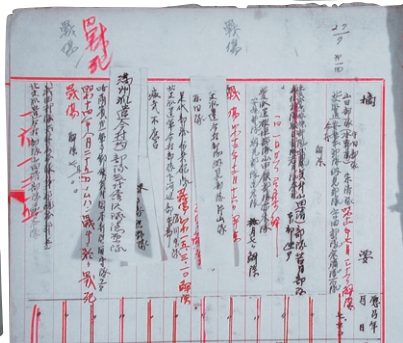
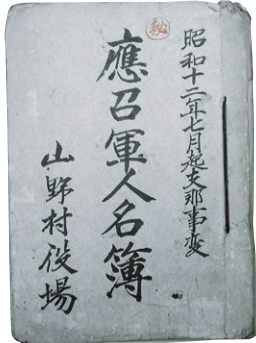
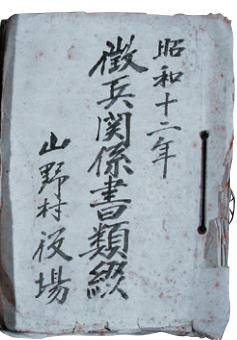
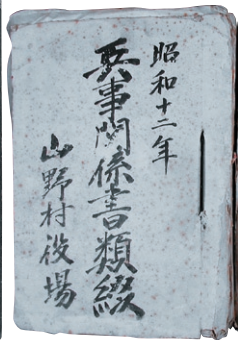
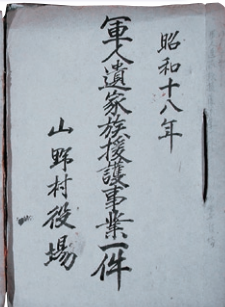
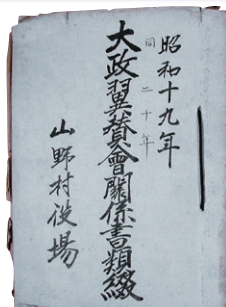
米騒動時、山野村では8月21日に村内篤志者により「臨時米価調節同志会」が設立され、村内小売店での米廉売が行われた。対象は極貧者26人、貧困者250人の276名である。廉売は村役場で5日ごとに廉売券を交付し、9月1日から行われた。山野村は米が乏しいため神石郡から内地米を、他の不足分は外米を輸入した。こうした一件記録も役場文書には含まれる。



戸数割所得申告書 昭和4年(1929)

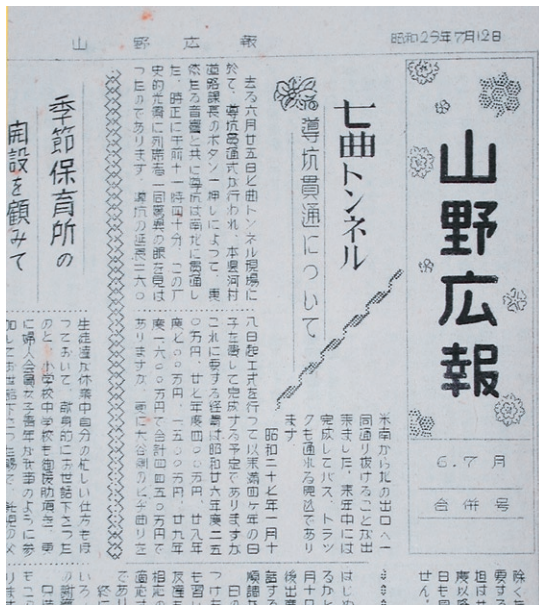
昭和に入り独立税となった村税戸数割は所得と資産を勘案して決められる。その根拠がこの申告書である。山野村役場文書には税の徴収元帳や申告所得などの帳面類が多く残る。申告書からは所得の種類、所有反別、副業、家族の所得等も分る。

戦時体制期の役場文書から



戦時体制期の文書は意外に多く残っている。焼却命令は確かに出ており(4頁参照)、日中全面戦争以後の戦争関係文書、兵事関係文書は焼却された。例えば「兵事関係書類綴」と「徴兵関係書類綴」は兵事関係の永年保存文書とされていたが、昭和14年(1939)の文書から存在しない。しかし、兵士、遺家族への軍事扶助や軍事援護関係書類、村葬関係書類、戦時経済・統制関係書類、戦時政治体制(大政翼賛会・村常会)関係書類、軍人名簿など、かなりの量が残された。徹底的に焼却されなかったため、日中全面戦争以前の兵事・徴兵関係やそれ以外の文書の多くは残った。また「在郷軍人名簿」は担当者の責任によりかろうじて残された。

戦後の役場文書から



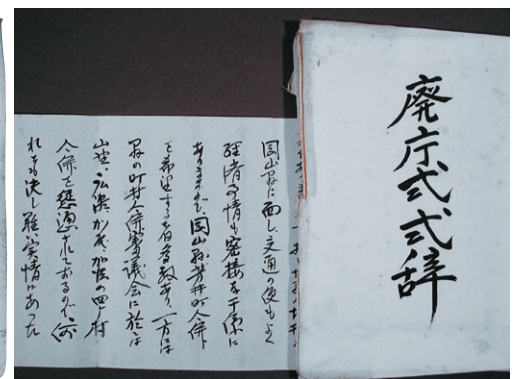
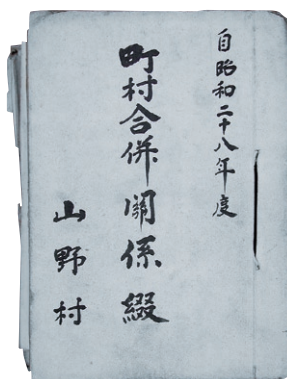
『山野広報』昭和29年(1954)6・7月号

戦後の町村広報を第1号からきちんと残している町村はそれほど多くはない。山野村は全て残している。さて七曲峠は、山野加茂間の里道改修後も勾配がきつく最大の難所だった。この隧道を開鑿するか、地勢上便利な岡山県への編入を求めるか、昭和23年1月には山野村民大会が開かれた。そこで、多数を以て隧道開鑿へと決まったのである。この広報は導坑貫通式を伝えるもので、この貫通式から8ヵ月後の昭和30年4月14日、新加茂町のもとで七曲トンネルは竣工する。

品名	数量	単価	元価	子数料	諸料	合計
航空襟巻	22	975	15450			15450
航空冬衣	27	21920	591840			591840
航空夏衣	3	11800	35400			35400
航空夏衣	22	976	21472			21472
航空夏衣	30	966	28980			28980

戦災者物資配給通知書 昭和21年(1946)

戦後の山野村役場文書には復員引揚げ関係、食糧物資の配給・供出関係の文書が比較的多い。この時点では引揚者7割、戦災者3割の配給割合である。引揚者には優先的に衣料や夜具の配給が行われた。資料では軍需品の航空襟巻や航空夏衣などが配給されている。



廃庁式式辞 昭和30年(1955) [町村合併関係綴 昭和28年(1953)]

広島県の意向は山野・加茂・広瀬・加法の四村合併であった。一方山野側は、隧道開鑿を求めることにしたとはいえ、岡山県芳井町との合併を求める声も強かった。最後は県の強い意向を背景に3村合併が決まった。この式辞はその事情を伝える。最後の村長島谷真三の筆跡。

村役場組織と事務分掌の変化

明治25年(1892)吏員4人(初期の組織分掌例)

- 第一課** 庶務及ヒ諸般ノ事務監督 村長
 土木・衛生・勸業 助役
 庶務・兵事・戸籍・農工商 書記
 兵事・戸籍・勸業・衛生 書記(兼)
- 第二課** 出納・諸税徴収諸営業地理 収入役
 賦税 書記(兼)

※明治42年11月広島県訓令第13号「町村役場処務規程準則」の改正により翌年「山野村役場処務規程」が作成され、庶務係・財務係の二係制に変更される。

昭和元年(1926)吏員7人(大正・昭和前期の組織と分掌事例)

- 簿書整理・照会回答・命令・公告・庶務・土木・漂流物 村長
- 庶務第一部** 衛生・農工商・勸業・条例等立案・警備・教育 助役
- 庶務第二部** 社寺宗教・文書往復・勸業団体・印鑑・戸籍・寄留 書記
- 庶務第三部** 普通農事副業実地指導・勸業統計 技手
- 財務第一部** 赤十字社愛国婦人会・各種団体会計事務・物品整理 収入役
- 財務第二部** 議員選挙・職員議員名簿整理・条例規程諸般ノ記録編纂 書記
- 財務第三部** 議事・県税村税営業税雑種税・共有財産台帳整理
- 兵事・尚武会・土地台帳名寄帳村図・鉱山地理・国税 書記

広島県立文書館平成18年度収蔵文書展

残された 村の記録

—広島県深安郡山野村役場文書—

発行 平成19年(2007)3月12日
 編集・発行 広島県立文書館(担当 数野文明)
 〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47
 TEL(082)245-8444 FAX(082)245-4541
 Eメール: monjokan@pref.hiroshima.jp

参考文献

- ・西村晃「広島県深安郡山野村役場文書の引継と管理について—庄屋文書と戸長役場文書を中心に—」(『広島県立文書館紀要』第7号平成15年)
- ・『山野村語伝記』昭和49年 編著者 世良戸城
- ・『山野明治百年史』昭和48年 島谷真三 編